

福岡市有料老人ホーム該当施設判断基準

(趣旨)

第1条 この基準は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム（老人を入居させ（以下「入居サービス」と言う。）、入浴、排泄若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの（以下「介護等サービス」という。）の供与（他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。）をする事業を行う施設であって、老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設でないものをいう。以下同じ。）について、実務上の判断基準を定めるものとする。

(老人の定義)

第2条 老人とは、60歳以上の者とする。

(入居サービスの定義)

第3条 次の各号のいずれかに該当する場合は、老人に入居サービスを提供しているものとする。

- (1) 入居契約や賃貸借契約等の入居に関する内容を含む契約（以下「入居契約等」という。）を老人と締結している場合
- (2) 入居契約等の有無に関わらず、施設を利用している老人の住民票が、施設所在地にある場合
- (3) 老人と宿泊等に関する契約を締結しているもので、その宿泊が長期間（概ね3月超える期間（数日の中断を含む場合は、通算して3月を超える期間））となり、実態として居住していると認められる場合

(介護等サービスの定義)

第4条 次の各号のいずれかに該当する場合は、介護等サービスを提供しているものとする。

- (1) 老人と施設の間で、介護等の供与に関する内容を含む契約を締結している場合
- (2) 老人と施設の間で、将来において介護等の供与を行う内容を含む契約を締結している場合
- (3) 施設が他に委託して介護等の供与を行っている場合
- (4) 施設の月額利用料金又は都度払い費用に介護等の供与に要する費用が含まれている場合

- (5) 入居契約等に付随して、特定の事業者から介護等の供与を受けることが条件とされている場合
- (6) ホームページなどのインターネット上の案内や、パンフレットや広告の記載又は勧誘の説明等で施設による介護等の供与を標榜している場合（入居契約等の契約書に記載がない場合を含む。）

（有料老人ホームの判断）

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、有料老人ホームと判断する。なお、入居要件を専ら老人に限らず、老人以外も当然に入居できるようなものは有料老人ホームには当たらないものとする。

- (1) 老人に入居サービス及び介護等サービスを提供している場合
- (2) 老人に対して、入居サービス又は介護等サービスのいずれかの提供者が、もう一方の提供者を紹介・斡旋するなどにより、入居サービスと介護等サービスが一体的に提供されていることが認められる場合

（名称）

第6条 宅老所、お泊りデイサービス、老人向け宿泊施設等の有料老人ホーム以外の名称を標榜する施設であっても、前条の基準に該当する場合は、有料老人ホームとする。

附 則

この基準は、平成24年9月20日より施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、平成25年7月10日より施行する。

附 則

この基準は、平成30年5月1日より施行する。